

## 広告掲出仕様書

広告を掲出する広告代理店を募集します。

### ◆概要

名称	西区役所1階風除室における広告付き地図情報案内設備の掲出
掲出場所	西区役所1階風除室内（設置予定場所については、別紙のとおり。） 福岡市西区内浜1丁目4番1号※JR・地下鉄「姪浜」駅徒歩3分
掲出内容	西区全域の案内地図及び区役所周辺地図を設置します。
掲出期間	令和8年1月1日～令和8年12月31日（1年間） ※特段の事情がない限り、令和12年12月31日まで更新可能とします。
1階フロア利用者数	令和6年度 90,981件（1日の件数 約374件） ※区役所全体の利用者の実数が把握できないため、市民課への来庁者数を計上。
セールスポイント	西区役所は多数の市民が利用する施設であり、広告付き地図情報案内設備を玄関口付近に設置することにより、高い広告効果を期待できる。
担当部署	西区総務部総務課

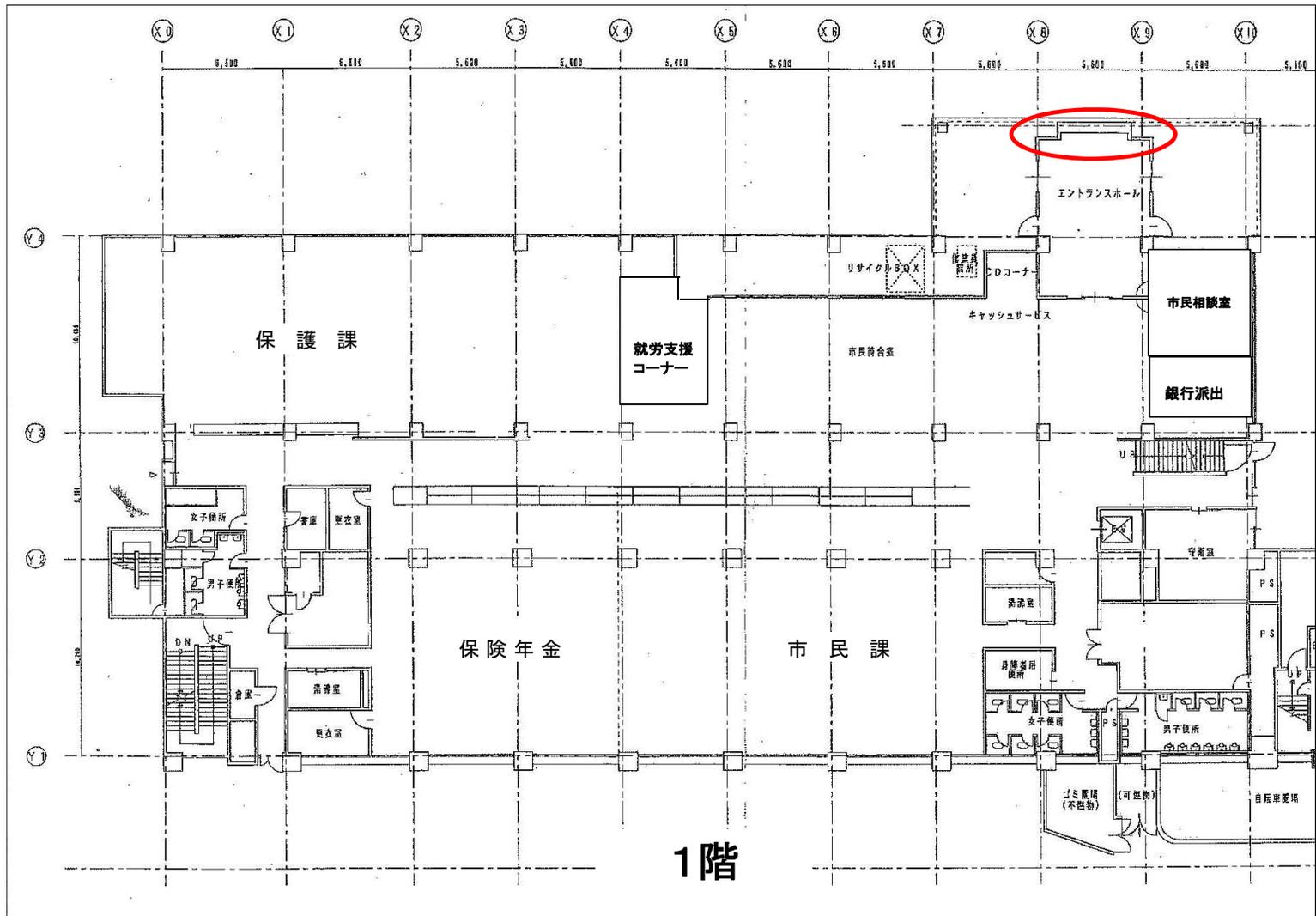
### ◆案内板の規格等について

案内板のサイズ	概ね 縦 2,100mm×横 26,00mm×奥行き 700mm の範囲内 ※西区役所周辺の案内地図及び広告を上記範囲内に設置してください。
案内板の仕様等	<ul style="list-style-type: none"><li>●電源の入切についてはタイマー機能により自動制御を可能とし、区役所開庁時間のみ稼働することとします（基本的に土・日・祝日は稼働しません）。</li><li>●インターネット通信に係る経費が発生する場合は、広告代理店負担とします。</li><li>●地図情報案内設備の稼働に係る電気料金は、広告代理店の負担とします（広告料金に含むものとします）。</li><li>●案内板の制作、設置、維持管理、撤去等に要する費用及び原状回復に要する費用は、広告代理店の負担とします。</li><li>●案内板本体は庁舎施設に負担の少ない方法で壁面又は床面に確実に固定し、地震等の際に転倒する防止策を講ずること。なお、万一事故等が発生した場合は、広告代理店の責任において確実に対応すること。</li><li>●電源の場所を変更する必要がある場合、電気工事等については事前に協議の上、広告代理店の負担とします。</li></ul>

<p>掲出内容</p>	<p>① 掲出する内容は西区全図及び区役所周辺地図、並びに広告表示設備の2部構成とし、それぞれの表示面積は、表示サイズの概ね2分の1としてください。          なお、表示のサイズ・レイアウトについては事前に協議するものとします。</p> <p>② パンフレットホルダー（A4版）を10台程度設置してください。          行政情報専用として使用します。</p> <p>③ 西区全図及び区役所周辺地図はLEDバックライト仕様とし、地図面は国土地理院の地図をベースにした実態に即して見やすくきれいに作成し、地図はモバイルとの連携等により利用者の利便性が向上するように工夫してください。</p> <p>④ 索引として西区内の主要公共施設の名称・住所・電話番号カテゴリー別に表示してください。また、西区内の避難場所を明示してください。</p> <p>⑤ 地図表示面については1年度1回更新をしてください。</p> <p>⑥ 出生・死亡・婚姻・離婚に関わる業種については事前に協議をして下さい。（例：墓地の案内・結婚紹介所・弁護士の離婚相談など）</p> <p>⑦ 広告掲出にあたっては、福岡市広告事業実施要綱及び同要領を遵守し、広告掲出前に区担当課による事前審査を受けてください。</p> <p>⑧ 広告枠内に、広告である旨をわかりやすく表記してください。</p> <p>⑨ 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負いません。</p> <p>⑩ 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び、広告内容等に関わる財産権の全てについて合理的な権利処理が完了していることを保証することとします。</p>
<p>広告掲出基準</p>	<p>福岡市広告事業実施要綱及び同要領を遵守してください。          ※掲出前に福岡市担当課による事前審査が必要です。</p>
<p>広告内容審査期限</p>	<p>令和7年12月上旬</p>
<p>留意事項</p>	<p>設置にあたっては、別途行政財産目的外使用許可の手続きを行うこと。</p>

## ◆申込について

申込対象	広告代理店
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告申込書に押印の上、下記まで郵送又は持参してください。</li> <li>・ 福岡市競争入札参加有資格者（以下、「福岡市登録業者」という。）は、登録番号を記入してください。福岡市登録業者は、添付書類の提出は不要です。</li> <li>・ 福岡市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）、登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出してください。</li> </ul> <p>※福岡市登録業者以外の方で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの（提出日前3か月以内に発行された原本）も併せて提出してください。</p> <p>ア 接待持参の場合 下記申込先に、直接持参してください。</p> <p>イ 郵送の場合 (1) 郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行うこと。  <ul style="list-style-type: none"> <li>i 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可）</li> <li>ii 総務省の認可を受けた特定信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの</li> </ul> (2) 応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きすること。  ※電子メールでの提出はできません。</p>
広告料金	<p>最低予定価格：年額 280,000 円（税込）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告料金は、広告事業者から福岡市にお支払いいただく金額（税込）で、制作費などは含まれません（行政財産目的外使用料及び電気代を含むものとします）。</li> </ul> <p>令和7年度及び令和12年度は、月割りで算出します。  支払時期（予定）：5月頃、8月頃、11月頃、2月頃</p>
申込締切日	<p>ア 直接持参の場合：令和7年10月22日（水） 15時</p> <p>イ 郵送の場合：令和7年10月21日（火） &lt;必着&gt;</p>
選定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、最も高い広告掲載料をご提示いただいた広告代理店を選定します。</li> <li>・ 複数の代理店が最も高い広告掲載料を提示された場合、その代理店の中から、くじにより選定します。くじを行う日時はあらためて通知します。</li> </ul>
申込先	<p>財政局財産有効活用部財産活用課 担当：中島  〒810-8620 中央区天神1丁目8-1（行政棟10階）  TEL 092-711-4579 / FAX 092-711-4833  Eメール <a href="mailto:zaisankatsuyou.FB@city.fukuoka.lg.jp">zaisankatsuyou.FB@city.fukuoka.lg.jp</a></p>
施設に関する 問合せ先	<p>西区総務部総務課 担当：岡田・迎  〒819-8501 福岡市西区内浜1-4-1  TEL 092-895-7038 / FAX 092-882-2137  Eメール <a href="mailto:somu.NWO@city.fukuoka.lg.jp">somu.NWO@city.fukuoka.lg.jp</a></p>



1階

